

福岡県公報

令和六年六月二十八日
第五百八号
増刊 ②

目次

規則 (第三十三号)

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会

○福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

人事委員会

○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十三号

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年福岡県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第三条第一項第一号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第三条第一項第一号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議会

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

令和六年六月二十八日

福岡県議会議長 香原 勝 司

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会会議規則（昭和三十一年九月十七日議決）の一部を次のように改正する。

第二十六号様式中「**ヲ**」を「**ニ**」に改める。

第二十八号様式中「議員 君」を「**議員**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「をいう。」の下に「以下この項及び」を、「に限る。」の下に「同条第十六号の作業（別表第十六号の作業の項作業内容の欄の四に掲げる作業を除く。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、夜間に同条第十六号の作業（別表第十六号の作業の項作業内容の欄の四に掲げる作業を除く。）に従事した場合で、同一勤務日に次項各号のいずれかに該当するときは、これを加算して支給しない。

別表中

<p>1 危険を伴う山岳地における遭難者の救難救助の作業又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態の発生時における救難救助の作業</p>	<p>日額 840円</p>	
<p>2 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に限る。）</p>	<p>日額 840円</p>	警察職員
<p>3 2に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業</p>		警察職員
<p>4 救難救助のため の訓練の作業</p>	<p>日額 410円</p>	
<p>渡橋、登降下、担架搬送又は担力テストのためのザイル訓練</p>	<p>航空機による登降下又は担架搬送の訓練</p>	<p>ロッククライミングによる登山訓練</p>
<p>アクアラソングによる潜水訓練</p>		

<p>1 危険を伴う山岳地における遭難者の救難救助の作業又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態の発生時における救難救助の作業</p>	<p>日額 840円</p>	
---	----------------	--

を

<p>2 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に限る。）</p>	<p>日額 1,080円</p>	
<p>3 2に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業</p>		警察職員
<p>4 救難救助のため の訓練の作業</p>	<p>日額 410円</p>	
<p>渡橋、登降下、担架搬送又は担力テストのためのザイル訓練</p>	<p>航空機による登降下又は担架搬送の訓練</p>	<p>ロッククライミングによる登山訓練</p>
<p>アクアラソングによる潜水訓練</p>		

に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。